

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 2 日

(別記) 御中

厚生労働省医薬局総務課

令和 7 年 10 月以降の電子処方箋の導入補助について

日頃より、厚生労働行政に対する御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和 7 年 10 月以降の医療情報化支援基金（ICT 基金）による電子処方箋の導入補助について、補助対象とする導入期限を令和 8 年 9 月まで延長した上で、令和 7 年 10 月以降に導入した施設に対しても補助を実施することといたしました。また、補助対象の機能について、従来の院外処方機能に加えて院内処方機能も補助対象に追加することとしております。

なお、令和 8 年 10 月以降の補助の取扱いについては、令和 8 年夏までにとりまとめられる電子カルテ/共有サービスの普及計画を踏まえて、電子処方箋と電子カルテ/共有サービスが一体的に導入が進むよう、改めて補助の取扱いを検討することとしております。

ただし、薬局については、現時点において概ねすべての薬局に導入されることが見込まれていることから、補助対象とする導入期限としては令和 8 年 9 月までの延長を最後とし、未導入薬局に対しては導入期限までの導入を促していくこととしております。

補助金に関する詳細な情報については、医療機関等向け総合ポータルサイトへの掲載及び医療機関・薬局に対するメールによりお知らせいたします。

つきましては、貴会会員の医療機関・薬局に対して、本件について周知いただきますようお願いいたします。

【別添資料】

- ・別添： 令和 7 年 10 月以降の電子処方箋の導入補助